

新潟港CNP形成協議会の位置付けについて

1 港湾法改正による影響

- CNP形成計画が「**港湾脱炭素化推進計画**」という名称で法制化
- 「**港湾脱炭素化推進計画**」を協議するための組織も、「**港湾脱炭素化推進協議会**」として規定

2 新潟港CNP形成協議会の方針

- 現在の協議会は法規定に基づかない任意の組織
- 協議会により協議した新潟港のCNP形成計画を法定の「**港湾脱炭素化推進計画**」として公表するため、委員の了承を得て**法定協議会へ移行**する必要がある

3 協議会の法定移行による変更点（協議会設置要綱改正案は別紙のとおり）

変更点	移行前（任意協議会）	移行後（法定協議会）
名称	新潟港CNP形成協議会	新潟港脱炭素化推進協議会
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・法規定なし ・県の策定する計画に対し、委員の意見や取組を反映させる場 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾法に規定 →構成員について以下を規定 ▼協議会における協議に応じなければならない ▼協議会における協議結果を尊重しなければならない ・県の策定する計画に対し、委員の意見や取組を反映させる場 ※取組の反映（港湾脱炭素化促進事業としての記載）には当事者の同意が必要 ※港湾脱炭素化促進事業としての記載が税制優遇等の条件になる可能性あり ・計画に記載した事業を実施する際の関係者間協議の場 ・計画の進捗・達成状況のフォローアップを行う場

4 協議会の法定移行に係る手続き

- 後日、協議会構成員に対して法定協議会移行への意向を書面確認

【参考】 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号） （抜粋）

（港湾脱炭素化推進協議会）

第 50 条の 3 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者
 - 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進事業を実施すると見込まれる者
 - 関係する地方公共団体
 - 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者
- 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第 2 号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

資料3 別紙

新潟港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱 新旧対照表

改正後（案）	改正前
<p data-bbox="398 260 853 292" style="text-align: center;">新潟港脱炭素化推進協議会設置要綱</p> <p data-bbox="136 359 219 391">（趣旨）</p> <p data-bbox="136 405 1133 678">第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である新潟港の脱炭素化を推進するため、新潟県が作成する「新潟港脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）に対し、港湾関係者の意見及び脱炭素化の取組を反映させるとともに、<u>計画に基づき事業等を実施する際に、必要に応じ関係者間で協議を行うため、港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の3第1項の規定に基づき、新潟港脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="136 743 275 775">（協議事項）</p> <p data-bbox="136 790 1126 821">第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。</p> <p data-bbox="136 836 629 868">(1) <u>計画に掲載する内容に関する事項</u></p> <p data-bbox="136 981 741 1013">(2) <u>計画に基づき実施する事業等に関する事項</u></p> <p data-bbox="136 1027 741 1059">(3) <u>計画の進捗状況及び達成状況に関する事項</u></p> <p data-bbox="120 1125 414 1157">第3条、第4条 （略）</p> <p data-bbox="136 1222 219 1254">（開催）</p> <p data-bbox="136 1268 1133 1350">第5条 <u>協議会において協議を行うときは、あらかじめ構成員に対し協議を行う事項を通知し、座長が招集する。</u></p> <p data-bbox="136 1364 1133 1445"><u>2 当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならない。</u></p>	<p data-bbox="1308 260 2018 292" style="text-align: center;">新潟港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱</p> <p data-bbox="1171 359 1254 391">（趣旨）</p> <p data-bbox="1171 405 2168 582">第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である新潟港の脱炭素化を推進するため、新潟県が作成する「新潟港カーボンニュートラルポート形成計画」に対し、港湾関係者の意見及び脱炭素化の取組を反映させるため、<u>新潟港カーボンニュートラルポート形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="1171 743 1310 775">（協議事項）</p> <p data-bbox="1171 790 2163 821">第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。</p> <p data-bbox="1171 836 1888 868">(1) <u>温室効果ガスの削減目標及び削減計画に関する事項</u></p> <p data-bbox="1171 882 1973 914">(2) <u>水素・燃料アンモニア供給目標及び供給計画に関する事項</u></p> <p data-bbox="1171 928 1944 960">(3) <u>港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策に関する事項</u></p> <p data-bbox="1171 1125 1464 1157">第3条、第4条 （略）</p> <p data-bbox="1171 1222 1254 1254">（開催）</p> <p data-bbox="1171 1268 1630 1300">第5条 <u>協議会は、座長が招集する。</u></p>

改正後（案）	改正前
<p><u>3</u> 協議会において協議が調った事項については、構成員はその結果を尊重しなければならない。</p> <p><u>4</u> 座長が必要と認めた場合は、第3条に規定する構成員以外の者の出席、<u>意見の表明又は資料の提供</u>を求めることができる。</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>第6条～第9条 （略）</p>	<p><u>2</u> 座長が必要と認めた場合は、第3条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>第6条～第9条 （略）</p>

附則（令和 年 月 日）

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。